

お客様各位

平成27年11月1日

初霜の便りも聞かれる季節となりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 法令改正～改正労働者派遣法への対応策
3. シリーズ～マイナンバー対策 その8
4. コラム～就職内定者に対する囲い込み費用について

## 1. 今月の事務

マイナンバー通知カードの送付が既に個人宛に簡易書留で行われており、今月中の発送完了を予定しています。通知カードは10月5日現在の住民票に記載した住所宛に世帯ごとに送付され、送られて来る封筒には①宛名台紙、②通知カード+個人番号カード交付申請用紙、③説明用パンフレット、④個人番号カード申請用封筒の4つが入っています。

従業員に対しては、年末調整書類に合わせて被扶養者の番号と一緒に入手することで、周知徹底と抜け・漏れを防止することが出来ます。入手の際の本人確認は従業員については不要ですが、被扶養者については国民年金第3号被保険者手続き以外のみ必要となることに留意して、番号提供承諾の記しとして利用目的を包括的に明記した書類に従業員が押印するようにしましょう。

また、マイナンバーは従業員だけでなく、平成28年の家賃が年間15万円を超えることが予測される支払先からも、この際に入手しておくことをお勧めします。

その他、11月は厚生労働省が労働時間適正化・過重労働解消等をテーマにしたキャンペーンを行っており、いま一度、自社の労働時間管理について確認するとともに、問題があれば適正化を図りましょう。特に年末にかけての繁忙期は事故が発生する可能性も高まり、人手不足で過重労働になっている部署はないかなど、労務管理の状況を再確認しておくことが大切です

## 2. 法令改正～改正労働者派遣法への対応策

先月号でお伝えしましたように、改正労働者派遣法が9月30日から施行され、派遣期間が事業所単位及び個人単位で一律3年と制限されました。

この改正に対する対策として、事業所単位で3年の更新を経て長期間に亘り派遣として活用する場合は、手続きミスに細心の注意を払う必要があります。法律上は3年を超えて派遣を受け入れる場合は過半数を占める労働組合又は過半数の代表者の意見を聞く必要があります、労働組合がない場合の代表者の選出方法に問題があれば、違法派遣として「みなし労働契約申込み制度」が適用されてしまいます。

次に、個人単位で3年を超える場合には、労働力確保のため、いい人材であれば正社員化を検討するのも一案です（3年間も勤務しているのですからいいはずですが）。正社員にする際には「キャリアアップ助成金」を申請して最大80万円が受給できますので。

## 3. シリーズ～マイナンバー対策 その8

マイナンバーの施行に伴い、マイナンバーのシステム改修、バージョンアップのために伴うITシス

テムの改修・改良には多額の費用がかかりますが、その改修費用については、既存のシステムの効用を維持するためのものとして修繕費として取り扱えます。

一方、マイナンバー制度に対応するために、新たにパソコンやサーバーを購入する場合は、新たな資産（器具備品）の取得に該当しますので、資産計上することになります。ただし、取得価額が10万円未満であれば損金経理による損金算入、10万円以上20万円未満であれば一括償却資産として取り扱うことができます。また、中小企業者等であれば、取得価額30万円未満であれば（1事業年度当たり300万円を超えない範囲で）損金経理による損金算入が認められます。

また、情報セキュリティの強化対策のために、暗号化ソフトを導入する場合は、新たな資産（ソフトウェア）の取得に該当し、原則として資産計上することになります。（それが少額減価償却資産または一括償却資産に該当する場合は、上記と同様です）

なお、修繕費として損金算入できるものと資産計上が必要なものが両方発生することもありますので、業者からの請求書に内訳をきちんと記載してもらう対応が必要になります。

#### 4. コラム～就職内定者に対する囲い込み費用について

景気回復を反映して新卒者の奪い合いが激しさを増しており、経団連は、近年、採用活動の長期化や中小企業での内定辞退の増加など就職活動に混乱が生じたことに配慮し、また、学生に学業を充実させるために、選考解禁日を今年から従来よりも4か月遅い8月に変更したのですが、実際には守られていなかったことから、来年は現在より2か月早めて6月あたりで調整する予定です。

さて、内定者に対して10月1日の内定式から入社までの期間に学生を他社に取られないように、“囲い込み”を行う会社もありますが、内定者に対して支出した費用は、支出した金額や目的等によって一律交際費としなくていいケースがあります。

内定者は正式な雇用契約前であり従業員ではないため、税務上は「得意先、仕入先その他事業に係のある者」の「その他事業に係のある者」に該当します。

支出内容が、会社の印象を良くして内定者の入社意欲を高めることを目的に食事や旅行に連れて行った場合、その費用は接待の色が濃いため、原則として交際費とすることとなります。ただし、飲食等をした年月日などの一定の事項が記載された書類を保存し、かつ、1人当たり5千円以下であれば、交際費ではなく福利厚生費として扱われます。

一方、入社前に仕事内容を具体的に知ってもらうため、地方に所有している工場を内定者に見学してもらい、昼食として弁当や飲み物を出すような場合は、通常必要な費用であって、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為などの意味合いが少ないため福利厚生費と扱われます。

実は私はバブル入社組で、入社の際はとてもいい思いをしましたが、これからはどうなのでしょう。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>